

新専門医制度下の耳鼻咽喉科領域カリキュラム制による研修制度

I. はじめに

1. 耳鼻咽喉科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 耳鼻咽喉科領域の専門研修における「カリキュラム制」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制による研修制度

1. 方針

- 1) 耳鼻咽喉科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 耳鼻咽喉科専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。

2. カリキュラム制による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 大学院進学、海外・国内留学する者
- 4) 臨床研究医コースの者
- 5) その他、学会と機構が認めた合理的な理由のある場合（パワハラ等を受けた等）

※ II. 2. 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制」による研修を選択できる。

III. カリキュラム制における専門医認定の条件

1. 耳鼻咽喉科領域のカリキュラム制における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。

- 1) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の定めた研修期間を満たしていること
- 2) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること
- 3) プログラム制と同一またはそれ以上の認定試験に合格すること

IV. カリキュラム制における研修

1. カリキュラム制における研修施設

1) 「カリキュラム制」における研修施設は、プログラム制における耳鼻咽喉科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）および専門研修連携施設（以下、連携施設）、専門研修関連施設（以下、関連施設）とする。

2. 研修期間として認める条件

1) プログラム制による耳鼻咽喉科領域の「基幹施設」または「連携施設」「関連施設」における研修を研修期間として認める。

① プログラム制が定める所定の施設で、各々所定の期間を研修し、合計5年以上研修することとする。

2) 研修期間として認める研修は受験申請年の3月31日時点からさかのぼって10年間とする。

3) 研修期間として認めない研修

① 他科専門研修プログラムの研修期間

② 初期臨床研修期間

3. 必要とされる研修期間

1) 「基幹施設」または「連携施設」「関連施設」における5年以上の研修を必要とする。

① 所属部署は問わない

(1) 耳鼻咽喉科専従勤務でない期間は、1/2を乗じて年数換算する。ただし、最低1年は「基幹施設」または「連携施設」での耳鼻咽喉科専従勤務を必要とする。

V. カリキュラム制における必要診療実績および臨床以外の活動実績

1. 診療実績として認める条件

1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。

① 「基幹施設」および「連携施設」「関連施設」で、研修期間として算出された期間内の経験症例が、診療実績として認められる対象となる。

② 初期臨床研修期間の経験は、診療実績として認める対象となる。

(1) ただし、以下を全て満たすこと。

i) 耳鼻咽喉科専門研修プログラム制の「基幹施設」または「連携施設」「関連施設」における経験であること。

③ 初期臨床研修修了後で他科専門研修プログラムの研修期間となっていない期間の経験は、診療実績として認める対象となる。

(1) ただし、以下を全て満たすこと。

i) 耳鼻咽喉科専門研修プログラム制による「基幹施設」または「連携施設」「関連施設」における経験であること。

2) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の「研修記録簿」に登録された経験のみを、診療実績として認める。

- ① ただし、統括責任者の「承認」がある経験のみを、診療実績として認める。
- 3) 有効期間として認める診療実績は受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって 10 年間とする。
- 4) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

2. 必要とされる経験症例

- 1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。 《「プログラム制」参照》

3. 必要とされる臨床以外の活動実績

- 1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。 《「プログラム制」参照》

VI. カリキュラム制による研修開始の流れ

1. カリキュラム制による研修の新規登録

1) カリキュラム制による研修の登録

①カリキュラム制を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制による研修」として、新規登録する。

2) カリキュラム制による研修の申請

① カリキュラム制による研修を希望する医師は、「耳鼻咽喉科専門医新規登録 カリキュラム制による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「耳鼻咽喉科専門医新規登録カリキュラム制による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」「関連施設」であること。

3) カリキュラム制による研修の許可

① 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

2. 耳鼻咽喉科専門研修「プログラム制」から耳鼻咽喉科専門研修「カリキュラム制」への移行登録

1) 耳鼻咽喉科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制」での研修に移行を希望する研修者は、耳鼻咽喉科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制」への移行登録の申請を行う。

2) 耳鼻咽喉科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制」への移行の申請

① カリキュラム制による研修を希望する医師は、「耳鼻咽喉科専門医制度移行登録 カリキュラム制による研修開始の理由書」《別添》を、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「耳鼻咽喉科専門医制度移行登録カリキュラム制による理由書」には、下記 の項目を登録しなければ

ばならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」「関連施設」であること。

3) カリキュラム制による研修の移行の許可

① 学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会（仮）において、審査される。

4) カリキュラム制による研修の登録

① カリキュラム制による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制」への移行後においても研修期間として認める。

② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制」への移行後においても診療実績として認める。

3. 耳鼻咽喉科以外の専門研修「プログラム制」から耳鼻咽喉科専門研修「カリキュラム制」への移行登録

1) 耳鼻咽喉科以外の専門研修「プログラム制」から耳鼻咽喉科専門研修「カリキュラム制」への移行は認めない。

① 耳鼻咽喉科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、耳鼻咽喉科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはⅥ. 1に従い耳鼻咽喉科専門研修「カリキュラム制」にて、専門研修を開始する。

《別添》 「耳鼻咽喉科専門医新規登録 カリキュラム制による研修の理由書」および 「耳鼻咽喉科専門医制度移行登録 カリキュラム制による研修の理由書」

耳鼻咽喉科専門医新規登録

カリキュラム制による研修開始の理由書

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 気付 日本専門医機構 御中

耳鼻咽喉科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制で耳鼻咽喉科専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

所在地：〒

TEL：

●専門研修開始年月日 西暦 年 月 日

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 大学院進学、海外・国内留学

4) 臨床研究医コースの者

5) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

主たる研修施設

上記の者が耳鼻咽喉科カリキュラム制での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ (印)

プログラム責任者の耳鼻咽喉科専門医番号 _____

耳鼻咽喉科専門医新制度移行登録

耳鼻咽喉科カリキュラム制での研修開始の理由書

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 気付 日本専門医機構 御中

耳鼻咽喉科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制で耳鼻咽喉科専門医の研修を移行したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

所在地：〒

TEL：

●専門研修開始年月日 西暦 年 月 日

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 大学院進学、海外・国内留学

4) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

主たる研修施設

上記の者が耳鼻咽喉科カリキュラム制での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ (印)

プログラム責任者の耳鼻咽喉科専門医番号 _____